

大阪市規則第44号

不動産運用基金管理規則の一部を改正する規則

不動産運用基金管理規則（昭和39年大阪市規則第27号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(管理) 第1条 不動産運用基金（以下「基金」という。）は、建設局長が <u>管理する。ただし、財政局長が必要と認めるときは、財政局長において基金に属する資金を運用することができる。</u>	(管理) 第1条 不動産運用基金（以下「基金」という。）は、建設局長が <u>管理する。</u>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。